

製品カテゴリールール（PCR）
（認定 PCR 番号：PA-259900-BK-05）

対象製品：筐体【第5版】

Product Category Rule for
“Cabinet”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「筐体」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より5年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2023 年 9 月 1 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名：山岸 健 所属：一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 □ ISO21930 : 2007

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-259900-BK-05	2023年9月1日	改訂 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除
PA-259900-BK-04	2023年1月6日	改訂 プログラム運営者住所変更
PA-259900-BK-02	2022年4月1日	改訂 プログラム名称変更
PA-259900-BK-01	2022年2月17日	認定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラムWEBサイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	このPCRの目的は、SuMPO環境ラベルプログラムにおいて、「筐体」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本PCRの地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	このPCRで対象とする「筐体」とは、以下(1)～(3)に分類されるものをいう。 (1) 電気・電子機器の収納を目的とし、屋内や屋外において、外部の環境から内部機器を保護するとともに、内部機器への直接接触に対する保護を行なうもの。 【例】制御盤、配電盤等 (2) 人間が内部に入り作業することを目的とし、遮音性・防音性・作業性を有するもの。 【例】フォンブース等 (3) 物品の収納を目的とし、収納・防犯・防塵・防水性等を有するもの。 【例】収納戸棚、宅配ボックス等 製品を構成する本体、扉などの主要部品の材料に鋼板、樹脂等を使用する筐体を指す。 尚、「筐体」以外の収納品は製品種別の定義から除外する。但し、付属品として電気・電子機器(ファン、ヒータ等)及び消耗品(電気・電子機器用の電池、コンデンサ等)を筐体へ収納する場合は、各段階におけるデータ収集範囲とし、算定対象とする。
2-2	機能	密閉性、防塵性、防錆性、耐震性などの特徴を持つ、収納箱の提供。
2-3	算定単位 (機能単位)	製造単位(台)あたりとする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体(フレーム、扉、側板、天面、底面等) ・締結用部品(リベット等) ・表面処理部材(塗料等) ・アンカー ・据付け用ベース ・梱包資材 ・付属品として筐体へ収納する電気・電子機器(ファン、ヒーター等) ・消耗品(電気・電子機器用の電池、コンデンサ等)
3	引用規格および引用PCR	
3-1	引用規格 および 引用PCR	2022年2月時点で引用するPCRはない。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	(1) 付属品 付属品とは、主だったものに付属する以下①～③等の機械器具をいう。 ① 盤用ファン 筐体内部に収納する電気・電子機器の健全且つ長期使用を目的とし、能動的に換気・排熱することによって、筐体内部の温度・湿度的な環境を良好に保つ機械器具をいう。 ② 盤用ヒータ 筐体内部に収納する電気・電子機器の健全且つ長期使用を目的とし、能動的に熱を発生することによって、筐体内部の温度・湿度的な環境を良好に保つ機械器具をいう。 ③ 盤内照明(主にLED) 筐体内部の保守メンテナンス作業を目的として、筐体内部を照らす機械器具をいう。 (2) 消耗品 使用により劣化し、交換する部品(付属品として収納する電気・電子機器用の電池、コンデンサ、盤内照明等)をいう。

		<p>(3) 想定使用期間</p> <p>製品のライフサイクルにおける環境負荷の算定にあたり、使用・維持管理段階の負荷を計上する期間。</p> <p>製品カタログ、製品仕様書、あるいは関連法規等で製品特性として定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等により設定する。製品カタログ等による想定使用期間の設定が不可の場合、シナリオ(10-4)に則り設定する。</p>
5	製品システム (データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用維持管理段階 ・廃棄リサイクル段階 <p>ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上しても良い。</p> <p>また、筐体を仕掛製品と定義する(生産する事業所内にて、電気・電子機器を収納し、最終製品まで製造する)場合は、流通段階及び使用維持管理段階をデータ収集対象外として良い。</p>
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	<p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・製品設置施工プロセス(生産地及び現地)
5-3	ライフサイクルフロー図	<p>附属書 A (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFP の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。</p> <p>なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-3	一次データの収集方法	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-4	二次データの品質	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-5	二次データの収集方法	<p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】</p> <p>算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】</p> <p>輸送量(または燃料使用量)に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書 B (規定) のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】</p>

		処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。												
6-8	その他	【シリーズ製品の取扱い】 シリーズ製品の算定方法を付属書 C(規定)に定める。												
7	原材料調達段階に適用する項目													
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	(1) 原材料の調達に係るプロセス (2) 原材料の工場までの輸送に係るプロセス												
7-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 (1) 原材料の調達に係るプロセス <table border="1" data-bbox="466 609 1474 808"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「本体構成素材(鉄鋼等)」「締結用部品」「付属品」「消耗品」「塗料等」「梱包資材」 製品生産サイトへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> </tbody> </table> (2) 原材料の工場までの輸送に係るプロセス <table border="1" data-bbox="466 887 1474 1086"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「本体構成素材(鉄鋼等)」「締結用部品」「付属品」「消耗品」「塗料等」「梱包資材」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>一次</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「本体構成素材(鉄鋼等)」「締結用部品」「付属品」「消耗品」「塗料等」「梱包資材」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各構成要素」 製造原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「本体構成素材(鉄鋼等)」「締結用部品」「付属品」「消耗品」「塗料等」「梱包資材」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	一次	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「本体構成素材(鉄鋼等)」「締結用部品」「付属品」「消耗品」「塗料等」「梱包資材」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各構成要素」 製造原単位												
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「本体構成素材(鉄鋼等)」「締結用部品」「付属品」「消耗品」「塗料等」「梱包資材」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	一次	「各輸送手段」 輸送原単位												
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
7-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。												
8	生産段階に適用する項目													
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	製品の製造に係るプロセス												
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。 製品の製造に係るプロセス <table border="1" data-bbox="466 1583 1474 2042"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材(生産、検査、保管、薬品等)」 製品生産プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各副資材」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材(生産、検査、保管、薬品等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「副資材(生産、検査、保管、薬品等)」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位	「副資材(生産、検査、保管、薬品等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位												
「副資材(生産、検査、保管、薬品等)」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位												
「副資材(生産、検査、保管、薬品等)」 製品生産サイトへの輸送量(または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位												

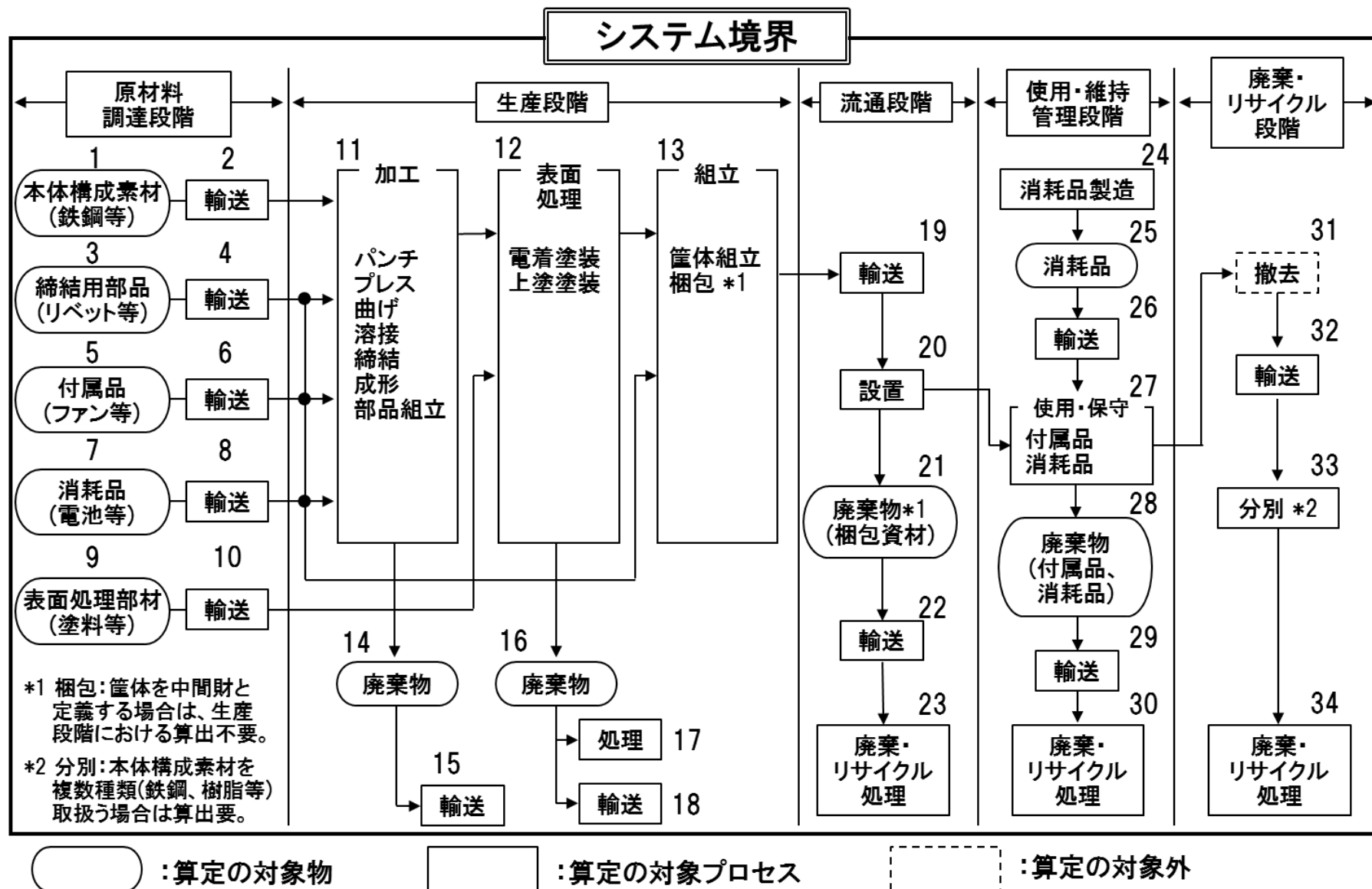
		<p>「廃棄物等」 「廃水」 ※2</p> <p>※1 次の項目を一次データとして収集する。 [燃料法の場合] ・ 輸送手段ごとの「燃料使用量」 [燃費法の場合] ・ 輸送手段ごとの「燃費」 ・ 輸送手段ごとの「輸送距離」 [トンキロ法の場合] ・ 輸送手段ごとの「輸送重量」</p> <p>※2 排出物に関するデータ収集項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「廃棄物等 (VOC 含む)」 「廃水」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「廃棄物等」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「廃棄物等 (VOC 含む)」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「廃棄物等」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位						
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「廃棄物等 (VOC 含む)」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位															
「廃棄物等」 各処理施設への輸送量 (または燃料使用量)	※1	「各輸送手段」 輸送原単位															
8-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
8-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
8-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
9	流通段階に適用する項目																
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	製品の輸送プロセス 但し、筐体を仕掛製品と定義する(生産する事業所内にて、電気・電子機器を収納し、最終製品まで製造する)場合は、流通段階をデータ収集範囲外として良い。															
9-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>製品の輸送プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「製品」 輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製品の輸送プロセスへの投入量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材 (輸送用資材)」 製品の輸送プロセスへの投入量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「副資材 (輸送用資材)」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「副資材 (輸送用資材)」 製品の輸送量 (または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「製品」 輸送量 (または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「水」 「燃料」 「電力」 製品の輸送プロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位	「副資材 (輸送用資材)」 製品の輸送プロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「副資材 (輸送用資材)」 製造原単位	「副資材 (輸送用資材)」 製品の輸送量 (または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「製品」 輸送量 (または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位															
「水」 「燃料」 「電力」 製品の輸送プロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位															
「副資材 (輸送用資材)」 製品の輸送プロセスへの投入量	一次 または シナリオ	「副資材 (輸送用資材)」 製造原単位															
「副資材 (輸送用資材)」 製品の輸送量 (または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位															

		<p>「排出物等」 ※2</p> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 ※2 排出物等については、7-2に準ずる。</p>															
9-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
9-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
9-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
10	使用・維持管理段階に適用する項目																
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>使用・保守プロセス</p> <p>使用または保守に伴い、エネルギーまたは消耗品の使用が必要な場合に対象とする。実測値が望ましい。実測不可の場合は、シナリオ(10-4)に則り算定する。</p> <p>一方、エネルギーまたは消耗品が不要である(付属品として電気・電子機器を筐体へ収納しない)場合は、活動量を0として算定する(収集項目無し)。</p>															
10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータを収集する。</p> <p>使用・保守プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 想定使用期間における投入量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位</td> </tr> <tr> <td>「消耗品」 想定使用期間における投入量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「消耗品」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「消耗品」 生産サイトから使用者までの輸送量(または燃料使用量)</td> <td>※1</td> <td>「輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td colspan="3">「排出物等（消耗品を含む）」※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 ※2 排出物等については、7-2に準ずる。</p> <p>筐体収納品における電力(単位は、[kW])とは、(10-4)のシナリオ(使用時間[h])に乗ずることで使用・維持管理段階における電力の投入量[kWh]を算定するための製品特性のことを指す。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「水」 「燃料」 「電力」 想定使用期間における投入量	一次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位	「消耗品」 想定使用期間における投入量	一次 または シナリオ	「消耗品」 製造原単位	「消耗品」 生産サイトから使用者までの輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位	「排出物等（消耗品を含む）」※2		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名															
「水」 「燃料」 「電力」 想定使用期間における投入量	一次 または シナリオ	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位															
「消耗品」 想定使用期間における投入量	一次 または シナリオ	「消耗品」 製造原単位															
「消耗品」 生産サイトから使用者までの輸送量(または燃料使用量)	※1	「輸送手段」 輸送原単位															
「排出物等（消耗品を含む）」※2																	
10-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。															
10-4	シナリオ	<p>【電力の収集に関する規定】</p> <p>使用時に水、電力、あるいは燃料を消費する製品の各消費量については、カタログ等で示された定格値または、関連法規・規格等に定められた測定方法による実測値を収集する。それらの情報が得られない場合は、以下に示す【付属品 ファン、盤内照明 使用時の電力シナリオに関する規定】及び【付属品 ヒータ 使用時の電力シナリオに関する規定】に則り算定する。尚、消費電力の負荷率については、盤内照明は定格の10%、その他電気・電子機器は定格の50%にて算定する。製品の生涯使用年数を設定し、宣言に記載すること。</p>															

		<p>【付属品 ファン、盤内照明 使用時の電力シナリオに関する規定】 次に定める使用時間[h]を使用する。 使用時間[h] = 24[h/day] × 365[day/year] × 想定使用期間[year] また、想定使用期間は以下とする。 ① ファン 15年 ② 盤内照明 15年</p> <p>【付属品 ヒータ 使用時の電力シナリオに関する規定】 次に定める使用時間[h]を使用する。 使用時間[h] = 24[h/day] × 180[day/year] × 想定使用期間[year] また、想定使用期間は以下とする。 ① ヒータ 15年</p> <p>【消耗品 想定使用期間に関する規定】 次に定める想定使用期間[year]を使用する。 ① 電池 10年 ② コンデンサ 5年 ③ 盤内照明 15年(LED)</p> <p>【想定使用期間 参考図書】 ・日本冷凍空調工業会「空気調和器を長く安心してお使いいただくために」 P.3 表 1.空気調和機的主要部品の保守・点検ガイドライン https://www.jraia.or.jp/download/e-book/tenken-air/tenken-air.pdf</p> <p>・J-STAGE(国立研究開発法人 科学技術振興機構)「照明器具の法定耐用年数と交換年数」 P.19 2.照明器具の法定耐用年数 https://www.jstage.jst.go.jp/article/iciej/26/1/26_19/_pdf-char/ja</p> <p>・METI(経済産業省)「蓄電池戦略」P.10 各種蓄電池の比較 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy04/pdf/20120705/sanko_shiryoy1.pdf</p> <p>・JEMA(日本電気工業会)「汎用電気機器 更新のおすすめ」 P.3 機種別/要因別 汎用電気機器更新評価 総覧表 https://www.jema-net.or.jp/jema/data/5216(20180409).pdf</p>									
10-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目										
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	① 使用済み製品の廃棄・リサイクル処理プロセス ② 使用済み梱包材の廃棄・リサイクル処理プロセス									
11-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>① 使用済み製品の廃棄・リサイクル処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> <tr> <td>「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位	「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名									
「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位									
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位									

		② 使用済み梱包材の廃棄・リサイクル処理プロセス		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「梱包材」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
		「梱包材」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。		
11-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
11-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
11-5	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
12	LCI 計算、インパクト評価に関する項目			
12-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
12-2	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
13	宣言方法			
13-1	製品の仕様	【必須記載事項】 ・製品区分(仕掛製品 又は 最終製品) ・本体構成素材 ・表面処理方法 ・締結製法 ・寸法 ・板厚 ・質量 ・使用・維持管理段階を算定する場合は生涯使用年数		
13-2	エコリーフ ライフサイクル影響 評価結果	【必須記載事項】 以下の環境影響領域は記載しなければならない。 ・地球温暖化		
13-3	エコリーフ ライフサイクル インベントリ分析 関連情報	【必須記載内容】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
13-4	エコリーフ 材料および物質に関する構成成分	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
13-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
13-6	CFP 算定結果	気候変動（特性化係数には IPCC2013 GWP 100a を用いること）の結果を公開する。		

13-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <p>輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、輸送シナリオの概要を記載する。</p>									
13-8	<p>その他エコデザイン 関連情報 (エコリーフ/CFP 共通)</p>	<p>【エコリーフの場合の必須記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害物質に関する情報を下記の表として記載する。 <table border="1" data-bbox="467 327 1495 461"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 327 935 378">有害物質名</th> <th data-bbox="935 327 1163 378">CAS 番号</th> <th data-bbox="1163 327 1495 378">法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 378 935 421">「物質名」</td> <td data-bbox="935 378 1163 421"></td> <td data-bbox="1163 378 1495 421"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 421 935 461">「物質名」</td> <td data-bbox="935 421 1163 461"></td> <td data-bbox="1163 421 1495 461"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>以下の事項を記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> エコデザインシステム情報（ISO14001 認定工場等） ユーザーおよび各事業者向けの製品情報 環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC 認証、エコマーク認定製品の使用等） 	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	「物質名」			「物質名」		
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等									
「物質名」											
「物質名」											
13-9	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。									



附属書B：輸送シナリオ(規定)

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
生産段階 サイト間輸送 副資材調達輸送 廃棄物輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
流通段階 製品輸送 廃棄物輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
	生産地が海外の場合 (国内の港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	生産地が国内の場合 (生産サイト→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	廃棄物輸送 (納入先→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 58%

附属書 C : シリーズ製品の算定方法 (規定)

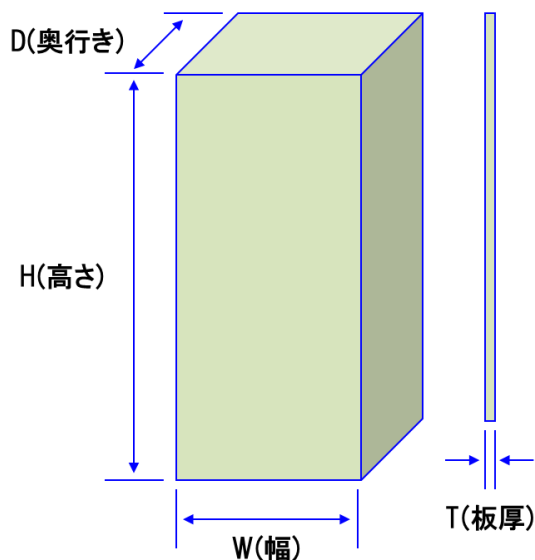
筐体製品には、同じ品種の中にも様々な寸法及び板厚がある。寸法及び板厚違いの筐体製品の環境負荷は、代表製品の環境負荷を基準に以下の計算式を用いて算定することを可能とする。

・適用条件

本体構成素材(鉄鋼等)以外の部品が一致する製品を本規定の適用範囲とする。

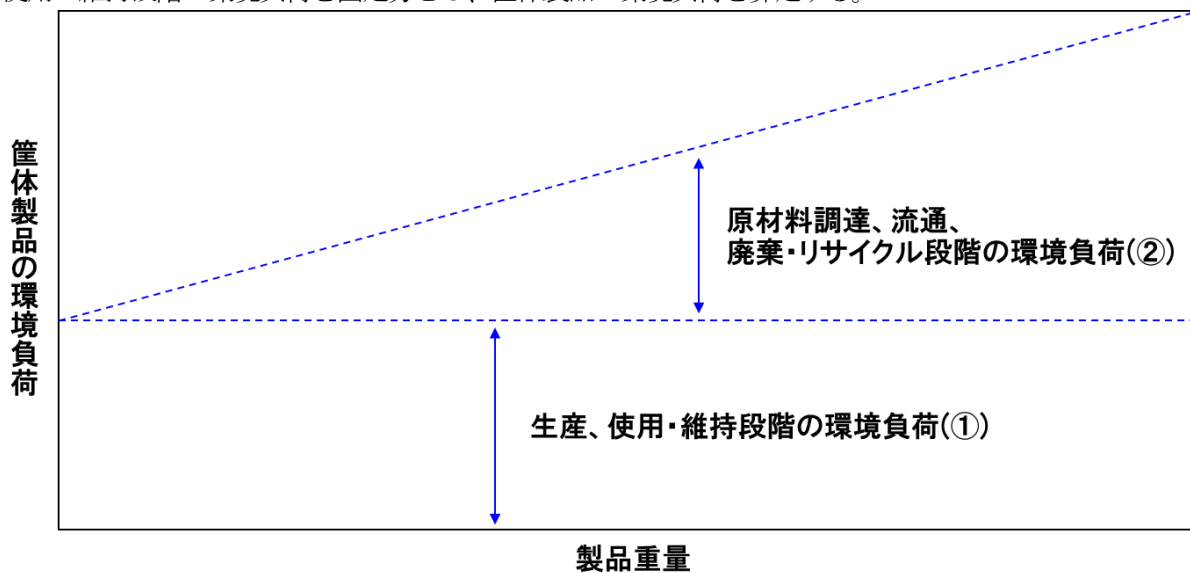
・算定方法の考え方

筐体製品の形態(高さ、幅、奥行き、板厚)に伴う製品重量に比例する。



・筐体製品の場合のシリーズ算定の計算式

筐体製品の環境負荷は、製品重量に比例する。原材料調達、流通、廃棄・リサイクル段階の環境負荷を変動分、生産、使用・維持段階の環境負荷を固定分とし、筐体製品の環境負荷を算定する。



$$\text{筐体製品の環境負荷} = \text{製品重量} \times \text{②} + \text{①}$$

① : 生産、使用・維持段階の環境負荷

② : 原材料調達、流通、廃棄・リサイクル段階の環境負荷